

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様

2011年3月18日
石川県保険医協会
会長 西田 直巳

東日本大震災における被災者の医療費一部負担金の免除に関する要望書

このたびの大震災に対し、被災者救援にご尽力のことと存じます。

さて、厚生労働省保険局医療課は、3月15日、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」と題する事務連絡通知を、地方厚生（支）局、都道府県等に発出しました。

通知の内容は、被災者の医療費一部負担金等について、5月末日までの間「猶予」というものですが、その対象者の要件を、①住家の全半壊、全焼又はこれに準ずる被災をした旨、②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨、のいずれかの申し立てをした者、としています。

しかしながら、この通知は、今回のような激甚災害の実情にそぐわない不十分な内容です。上記のように要件を定めることは、救済対象者を限定することにつながります。

被災地の保険医協会からは、次のような切実な声が寄せられています。

- ・ 「津波に襲われた家がどうなってしまったかわからない」「主たる生計維持者を含む家族の安否が不明である」という被災者の訴えに対し、医療現場ではどう対応せよと言うのか。
- ・ 旅行者や出張者など被災地域に住所地を有していない方には、対応困難ではないか

当会は、石川県の地域医療を担う医師・歯科医師の団体として、すべての被災者が必要な医療を必要なだけ受けられるよう、政府・厚生労働省に対して、すべての被災者の医療費一部負担金等の「免除」を直ちに実施することを強く要望いたします。